

山形市環境マネジメントシステム

令和元年度環境監査結果報告書

令和元年 8 月

代表環境監査員

外部環境監査員

内部環境監査員

- 目次 -

1	環境監査	
(1)	根拠	1
(2)	目的	1
(3)	内部環境監査の実施内容	1
(4)	外部環境監査の実施内容	1
(5)	重点監査事項	1
2	環境監査員及び監査日程	1
3	被監査部門	2
4	環境監査の判定区分	3
5	環境監査の結果	3
I	要改善	3
II	注意	4
III	適合	4
IV	優良	4
6	要改善に対する措置	5

1 環境監査

(1) 根拠

山形市環境マネジメントシステム要綱
山形市環境マネジメントシステム運営要綱
山形市環境マネジメントシステム環境監査実施要領

(2) 目的（運営要綱第9条、第10条）

内部環境監査は、システムが適切に実施され、維持されているかを評価するために行う。
外部環境監査は、システムの有効性及び運営の状況を評価するために行う。

(3) 内部環境監査の実施内容（環境監査実施要領第3条）

- ① システムの運営状況
- ② 前回の内部監査において指摘された事項の改善状況

(4) 外部環境監査の実施内容（環境監査実施要領第19条）

- ① システムの運営状況
- ② 前回の外部監査において指摘された事項の改善状況
- ③ システムの改善の必要性

(5) 重点監査事項

- ① 環境配慮に関する取組状況
- ② 法令の遵守状況
- ③ 前回の環境監査において、指摘を受けた所属についての改善及び対応状況
- ④ 指定管理者制度導入施設及び委託施設等における環境マネジメントシステムの反映状況

2 環境監査員及び監査日程

外部環境監査員、内部環境監査員の氏名及び監査実施日程は下表のとおりである。

外部環境監査員氏名	役割	所属等	監査実施日程
佐竹 良廣	代表 環境監査員	・エコアクション 21 判定委員	【6月6日】 総合スポーツセンター 10:00～12:00 スポーツ保健課 13:30～14:00 管財課 14:05～16:05
			【6月7日】 学校給食センター 9:30～11:00 事務局 13:00～15:00
大場 健一		・NPO 法人環境ネット やまがた事務局長 ・エコアクション 21 審 査人	【6月6日】 西公園 10:10～11:40 菅沢デイサービスセンター 13:00～14:30 公園緑地課 15:40～16:10 長寿支援課 16:15～16:45
			【6月7日】 国際交流プラザ 9:30～11:00 観光戦略課 11:30～12:00 事務局 13:00～15:00

武田 照子	・月よう会	【6月6日】	西公園	10:10～11:40
		菅沢デイサービスセンター	13:00～14:30	
		公園緑地課	15:40～16:10	
		長寿支援課	16:15～16:45	
		【6月7日】	学校給食センター	9:30～11:00
		事務局	13:00～15:00	

チーム	内部環境監査員氏名	役割	所 属	実 施 日
1	沼澤 裕志	主任内部環境監査員	農林部 農政課	【6月4日】 市民相談課 13:30～14:00 まちづくり政策課 14:30～15:00 秘書課 15:30～16:00
	武田 賢司		済生館事務局 管理課	
	加藤 明彦	チームアドバイザー	財政部 契約課	
2	小木曾孝行	主任内部環境監査員	まちづくり政策部 建築指導課	【6月4日】 総務課 9:00～ 9:30
	吉田 直人		上下水道部 総務課	【6月5日】 市民税課 10:00～10:30 監査員事務局 14:00～14:30
	鷹野 優貴	チームアドバイザー	環境部 ごみ減量推進課	
3	三井 和美	主任内部環境監査員	教育委員会 管理課	【6月4日】 男女参画センター 9:00～14:30 経営企画課 10:00～10:30 営業課 10:40～11:10
	國井 良彦		消防本部 総務課	
	鈴木 悦徳	チームアドバイザー	商工観光部 雇用創出課	

- ※代表環境監査員・・・監査の事務を総括する。
- ※チームアドバイザー・・・監査チームへの助言を行う。
- ※主任内部環境監査員・・・監査チームを代表し総括する。

3 被監査部門

令和元年度の環境監査における対象課・施設は下表のとおりである。

各部門	被監査部門
施設管理部門 ※外部環境監査員が担当	管財課、長寿支援課（菅沢デイサービスセンター）、 観光戦略課（国際交流プラザ）、公園緑地課（西公園） スポーツ保健課（総合スポーツセンター）、学校給食センター
オフィス事務部門 ※内部環境監査員が担当	秘書課、総務課、市民税課、男女参画センター、市民相談課、 まちづくり政策課、経営企画課、営業課、監査員事務局
事務局 ※外部環境監査員が担当	山形市環境マネジメントシステム事務局（環境課）

4 環境監査の判定区分

判定区分は次のとおりである。(監査実施要領第14条)

- (1) 要改善：システム又はその運営等に問題があり、改善が必要である場合
- (2) 注意：システムは適切に運営されているが、何らかの対応が必要である場合
- (3) 適合：システムが適切に運営されている場合
- (4) 優良：システムの運営等に関して優れている点及び他の模範とすべき点が認められる場合

5 環境監査の結果

【令和元年度環境監査結果】

要改善	注意	適合	優良
11件	9件	46件	14件

I 要改善（11件）

被監査部門	該当課等	内 容
財政部	管財課	法的要求事項調査表のフロン排出抑制法が適用される施設に、ヒートポンプチラー（200kW）1台が抜けておりますので追加してください。
福祉推進部	長寿支援課 （菅沢デｲｰビスセンター）	重油地下タンクがあり緊急事態対応手順書が定められていますが、それに定められている訓練が実施されていません。
商工観光部	観光戦略課 （国際交流プラザ）	産業廃棄物のマニフェストで、B2票、D票、E票が確認できないものがありました。また、契約書や管理表交付等状況報告書も確認できませんでした。廃棄物処理法に基づく、マニフェスト管理を見直して下さい。
まちづくり政策部	公園緑地課 （西公園）	どんぐり工場の隣の廃棄物倉庫に、産業廃棄物が保管されていましたが、法に基づく表示がありませんでした。
		どんぐり工場の隣の作業小屋に、刈り払い機用のガソリン携行缶20リッター2缶と混合油用携行缶10リッター1缶が保管されておりました。すべて満タンではありませんでしたが、満タンの場合は、山形市火災予防条例に基づく消防長への届出が必要です。
		業務用エアコンについて、フロン排出抑制法で求められている簡易定期点検の記録がありませんでした。（3ヶ月に1回の点検は行っているが、記録はしていなかった。）
	公園緑地課	法的要求事項調査表で、西公園について廃棄物処理法が対象になっていません。
教育委員会	スポーツ保健課 （総合スポーツセンター）	産業廃棄物の処理について、収集・運搬業務委託契約書、マニフェスト、マニフェスト交付状況報告書を確認できませんでした。また、廃棄物保管場所に法に定められた表示がされていません。廃棄物処理法に基づいた適正な処理が必要です。
		法的要求事項調査表でばい煙発生施設に下記の誤りがありました。確認のうえ訂正をお願いします。 ボイラーの燃焼能力：（誤）70L/時 ⇒ （正）135.10/時（重油換算）
	スポーツ保健課	所管する施設の法的要求事項調査表にスポーツ会館の適用施設がありません。緊急事態対応手順書（灯油の漏えい）が作成されています。消防法、市火災予防条例が適用されるものと推察されます。確認の上追加をお願いします。さらに、蔵王体育館のボイラーが入れ替えられているということでしたので、修正をお願いします。

環境マネジメントシステム事務局(環境課)	国際交流プラザの法的要求事項調査表の廃棄物処理法が、遵守したと評価されていますが、外部監査では遵守されていませんでした。環境マネジメントシステムに瑕疵がある可能性がありますので、誰が遵守状況を確認したのかや、なぜ間違った評価がなされたかを分析し、対応策をご検討ください。
----------------------	---

II 注意 (9件)		
被監査部門	該当課等	内 容
財政部	管財課	課内に環境方針の掲示がありません、職員へ周知するためにも掲示をお願いします。 職員へのヒアリングでは、環境方針についてはお答えいただけなかったが、方針に基づいた活動が実践されているのを確認しました。
		エネルギー使用量等の検証報告書作成に当たって、前年度比で増減した理由を明確に記載するとともに、増加した場合の次年度に向けた節減の取組みを記載するよう所管施設（機関）に指導をお願いします。（理由の記載のない報告書が見受けられます。）
商工観光部	観光戦略課 (国際交流プラザ)	重油の漏洩について緊急事態対応手順書を策定し、消防訓練に合わせて年2回訓練している記録を確認しましたが、記録の内容が、日付と実施内容を簡略に記載しているだけでした。記録を作成する際は、5W1Hを記載するとともに、対応手順が効果的であったかどうかを検証し、改訂の必要性も検討して下さい。
まちづくり政策部	公園緑地課 (西公園)	エアコンの室外機の裏側にベニヤ板やホウキなどが置かれ、故障やエネルギーロスの原因になっています。 オイルマットの保管場所が施錠されていますので、速やかに対応できるよう保管場所を工夫してください。
	公園緑地課	書類確認時、エネルギー使用量等検証報告書の「増減の理由として考えられるもの」の欄が、5施設いずれもほとんど記載されていませんでした。外部監査当日は、増減の理由をお聞きしましたが、自ら確認・評価することが重要ですので、今後、記載漏れがないように注意して下さい。
教育委員会	スポーツ保健課 (総合スポーツセンター)	事務室等へ環境方針の掲示はなく、職員が環境方針をどれだけ認識しているか確認できませんでした。職員の環境配慮活動がより一層徹底されるためにも環境方針の周知をお願いします。
	スポーツ保健課	エネルギー使用量等の検証報告書作成に当たって、前年度比で増減した理由を明確に記載するとともに、増加した場合の次年度に向けた節減の取組みを記載するよう所管施設（機関）に指導をお願いします。（理由の記載のない報告書が見受けられます。）
環境マネジメントシステム事務局(環境課)		エネルギー使用量等検証報告書で前年度比増減の根拠のある理由、増加した場合は次年度の節減取組みを必ず記載するよう指導が必要。（ただし、絶対量で微小な増減は除く）

III 適合 (46項目) ※詳細については省略

IV 優良 (14項目)		
被監査部門	該当課等	内 容
財政部	管財課	電気、都市ガスの使用量を削減するため、1時間ごとに気温を測定し、空調の温度設定等きめ細かな運転管理を徹底しています。その結果、電気、都市ガスの使用量は前年度より減少しており、経年変化を見ても電気使用量は漸減しております。

		平成30年9月に、省エネルギーセンターによる省エネ診断を受診しており、その結果から改善等提案された事項について、可能なものから取り組んでおります。
市民生活部	市民相談課	市役所1階正面玄関及び脇玄関の近くに市民相談課が位置しているため、特に、冬季期間は暖気が逃げてしまい暖房効率を下げている現状から、相談コーナーをパーテーション等で仕切ることで暖房効率を高めていた。
商工観光部	観光戦略課 (国際交流プラザ)	自動販売機を省エネ型に更新しています。仕様書に記載し、業者に切替を要請していることは優れています。
まちづくり政策部	まちづくり政策課	ミスコピー用紙の片面利用に積極的に努めており、残枚数を確実に把握するため100枚単位での見える化を行っていた。
		公共工事において、階段コンクリートの一部にコケを導入し、ヒートアイランド抑制のための実証を行っている。
		都市計画情報検索のシステムの拡充を図り、ペーパーレス化に努めた。
	公園緑地課 (西公園)	花壇や芝生など、公園がきれいに保たれておりました。また、不要な照明の消灯やゴミの分別・コピー用紙の裏紙利用、エコドライブ10のすすめの掲示等、環境負荷削減に取り組んでいる様子を確認しました。あわせて、太陽光発電システムや雨水利用等、環境面に配慮した施設となっており、パネル展示で普及啓発も行われています。
公園緑地課	環境方針を各自持っているほか、無駄な照明の消灯や公用車の貸出帳にエコドライブ10のすすめを付けた注意喚起など、環境意識が強い印象を持ちました。	
	野草園で、LPG使用量は増加しましたが、新しい企画で入場者数を3,000人増やした結果とのこと。自然環境に触れる機会を推進した優れた取組と思われます。	
教育委員会	スポーツ保健課	環境方針について、職員(新採)にヒアリングしたところ、方針の基本的事項と方針に基づいた活動について理解し、実践しているとの的確な回答があった。(good!!)
	学校給食センター	作業終了後に、動力のタイマー設定による自動停止(電気)、手動による蒸気供給の停止と随時のバルブ操作による調整(都市ガス)で、エネルギー使用量の削減に努めている。さらに、毎日のチェックと月ごとに水道を含め使用量を集計し前年同月と比較し監視している。
		環境方針を事務所の2箇所に掲示するとともに全職員(事務所)へ配付して、方針の理解と意識した活動の推進に努めている。職員(新採)にインタビューしたところ、環境方針を理解し、日常実施している環境活動についての的確な回答があった。
環境マネジメントシステム事務局(環境課)		環境法令等の遵守及び理解を深めるための調査は、各法令等の説明書を添付する等、教育的な視点もあり優れた取組です。

6 要改善に対する措置

課等名	管財課
要改善内容	法的要求事項調査表のフロン排出抑制法が適用される施設に、ヒートポンプチラー(200kW)1台が抜けておりますので追加してください。
要改善の原因	法的要求事項調査表に記載している空調機器に含まれているものと誤認した。
改善措置	法的要求事項調査表に追加しました。
	■ 改善措置完了 (完了日 令和元年6月10日)
手順書見直し等	■ 有

課等名	長寿支援課（菅沢デイサービスセンター）
要改善内容	重油地下タンクがあり緊急事態対応手順書が定められていますが、それに定められている訓練が実施されていません。
要改善の原因	緊急事態対応手順書に基づいた訓練に対する理解が不足していた。
改善措置	7月18日に緊急事態対応手順書の内容に沿った訓練を実施した。今後も定期的に訓練を実施する。 ■ 改善措置完了（完了日 令和元年7月18日）
手順書見直し等	■ 無

課等名	観光戦略課（国際交流プラザ）
要改善内容	産業廃棄物のマニフェストで、B2票、D票、E票が確認できないものがありました。また、契約書や管理表交付等状況報告書も確認できませんでした。廃棄物処理法に基づく、マニフェスト管理を見直して下さい。
要改善の原因	排出事業者の認識について曖昧な部分があったため。
改善措置	当該施設では、受水槽の保守点検を委託しており、その際に発生した汚泥のマニフェストを管理していたが、保守点検により発生した産業廃棄物は保守点検業者を排出者とする事ができることを廃棄物指導課に確認したため、今後のマニフェスト管理については、保守点検業者が行うこととした。 ■ 改善措置完了（完了日 令和元年6月26日）
手順書見直し等	■ 無

課等名	公園緑地課（西公園）
要改善内容	どんぐり工房の隣の廃棄物倉庫に、産業廃棄物が保管されていましたが、法に基づく表示がありませんでした。
要改善の原因	廃棄物倉庫には、来園者が落としていった多くの種類のゴミと一緒に、作業で出た金属くずを保管していました。来園者のゴミ等と同じ倉庫に保管していたことから、産業廃棄物という認識が不足していたため。
改善措置	廃棄物倉庫に、60cm×60cmより大きく保管場所の表示を掲示しました。 また、職員全員が認識するように、作業により発生した金属くずは、産業廃棄物となることをミーティングの際に全員に伝えております。 ■ 改善措置完了（完了日 令和元年6月6日）
手順書見直し等	■ 無

課等名	公園緑地課（西公園）
要改善内容	どんぐり工房の隣の作業小屋に、刈り払い機用のガソリン携行缶20リッター2缶と混合油用携行缶10リッター1缶が保管されていましたが、すべて満タンではありませんでしたが、満タンの場合は、山形市火災予防条例に基づく消防長への届出が必要です。
要改善の原因	樹木管理作業等に必要機材用の燃料となるガソリン、混合油を携行缶に保管していましたが、20ℓのガソリン缶が少量になった場合に給油するため2缶を使用していたことから、保管可能総容量が山形市火災予防条例に該当するものとなっていました。

改善措置	作業小屋で保管する危険物等の保管可能総容量を指定数量以内としました。また、指定数量以上の保管がなされないよう張り紙を掲示するとともに、職員全員が認識するようミーティングを行い徹底しました。
	■ 改善措置完了 (完了日 令和元年6月6日)
手順書見直し等	■ 無

課等名	公園緑地課 (西公園)
要改善内容	業務用エアコンについて、フロン排出抑制法で求められている簡易定期点検の記録がありませんでした。(3ヶ月に1回の点検は行っているが、記録はしていませんでした。)
要改善の原因	園内巡視の際に、定期的にエアコンの簡易点検を行っていましたが、点検の記録簿を作成し、保存するという認識が不足していたため。
改善措置	簡易点検記録簿を作成し、今年度1回目の点検を実施して点検結果を記録簿に記載しました。 点検記録簿はファイリングして、記録簿の所在を明確にすることにより、記録が漏れることが無いようにしました。
	■ 改善措置完了 (完了日 令和元年6月7日)
手順書見直し等	■ 無

課等名	公園緑地課
要改善内容	法的要求事項調査表で、西公園について廃棄物処理法が対象となっていないと見なされています。
要改善の原因	法的要求事項調査票に西公園で発生した金属くずが記載されておりました。
改善措置	調査票に追加で記載し、適正に処分していきます。
	■ 改善措置完了 (完了日 令和元年6月6日)
手順書見直し等	■ 無

課等名	スポーツ保健課 (総合スポーツセンター)
要改善内容	産業廃棄物の処理について、収集・運搬業務委託契約書、manifesto、manifesto 交付状況報告書を確認できませんでした。また、廃棄物保管場所に法に定められた表示がされていません。廃棄物処理法に基づいた適正な処理が必要です。
要改善の原因	委託契約書については、管理施設すべてに関する契約書であるため、スポーツ会館で保管しております。manifestoについては、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずを5月と6月に一括で処分したものがありませんでしたが、業者より受け取っていませんでした(受取済)。廃棄物保管場所の表示については表示していませんでした。
改善措置	委託契約書は、契約書のコピー及びmanifestoについて、スポーツセンターで保管することとしました。 廃棄物保管場所の表示を行いました。
	■ 改善措置完了 (完了日 令和元年7月12日)
手順書見直し等	■ 無

課等名	スポーツ保健課（総合スポーツセンター）
要改善内容	法的要求事項調査表でばい煙発生施設に下記の誤りがありました。確認のうえ訂正をお願いします。 ボイラーの燃焼能力：（誤）70L/時 ⇒ （正）135.10/時（重油換算）
要改善の原因	設備の確認に不足があり、法的要求事項調査表兼報告書の数値が誤ったまま記載されていた。
改善措置	法的要求事項について、指定管理者側と共通の認識を持ち、法的要求事項調査表を訂正した。 ■ 改善措置完了（完了日 令和元年6月18日）
手順書見直し等	■ 無

課等名	スポーツ保健課
要改善内容	所管する施設の法的要求事項調査表にスポーツ会館の適用設備がありません。緊急事態対応手順書（灯油の漏えい）が作成されていますので、消防法、市火災予防条例が適用されるものと推察されます。確認の上追加をお願いします。さらに、蔵王体育館のボイラーが入れ替えられているということでしたので、修正をお願いします。
要改善の原因	法令内容の理解に不足があり、地下タンク撤去に伴う消防法からの適用除外は行われたものの、市火災予防条例への切り替えは法的要求事項調査表兼報告書に記載されなかった。 またボイラーについては廃止届出の提出確認が漏れていた。
改善措置	スポーツ会館については、指定管理者側と共通の認識を持ち、市火災予防条例および水質汚濁防止法の適用ありとして法的要求事項調査表を訂正した。 蔵王体育館のボイラーについては廃止届出を提出し、改めて法的要求事項調査表から削除した。（現行ボイラーについては適用対象外である旨確認済み） ■ 改善措置完了（完了日 令和元年6月18日）
手順書見直し等	■ 有

課等名	環境マネジメントシステム事務局（環境課）
要改善内容	国際交流プラザの法的要求事項調査表の廃棄物処理法が、遵守したと評価されていますが、外部監査では遵守されていませんでした。環境マネジメントシステムに瑕疵がある可能性がありますので、誰が遵守状況を確認したのかや、なぜ間違った評価がなされたかを分析し、対応策をご検討ください。
要改善の原因	各課等では、従前どおりの業務等を実施していることや事故等がなかったことが法令遵守と誤認し評価している場合や、法的要求事項の遵守状況の報告が年度初めとなっていることから、担当者の変更等により遵守状況の確認が十分になされずに提出されている場合があり評価と実際の状況に相違があったものと想定されます。
改善措置	引き続き、各課等へは、環境法令の理解を深めるための調査や環境監査での指摘内容の共有化を図り法令順守の徹底を図ります。 また、法的要求事に関する取組み状況の報告を、今年度の報告より年度内の提出とします。また、法的要求事項調査表兼報告書の様式についても、提出を遵守状況の確認者欄を設けるとともに、法令遵守の主な書類の確認事項を追記するなど、適切な評価がなされるよう見直しを行います。 ■ 改善措置未完了（完了予定日 令和2年3月31日）
手順書見直し等	■ 有